

1999年3月10日

鈴木 浩二 様

財団法人阪神・淡路産業復興推進機構  
副理事長 大角 晴康

「一国多制度の産業振興策」御送付の件

拝啓 早春の候 御清栄の事と存じます。

さて大震災以来4年、そして産業復興推進機構発足以来3年を経過致しましたが、その間関係各位に大変御支援頂きました事につき厚く御礼申し上げます。

お陰様にて震災前の産業に復元する為の「復旧」に就きましては、各位の御尽力により可成の成果が挙がって参りました。

併し乍ら、バブルの崩壊と不況の到来、そして産業構造の転換期に直面するなど合憎の困難の故に、次世代経済活動につながるべき「復興」につきましては、残念乍ら期待されておりました成果を達成するには至っておりません。この為被災地のうち神戸市の様な大都市の場合、産業の復興なくして真の復興は達成出来ませぬが故に、現状では御支援頂いた各位の御期待に副えておりませぬ事を遺憾に存じております。

こうした「復興」達成度を評価致します上で、産業復興実務の重責を担う推進機構の立場から、不況等世間で知られています復興への障害要因以上に深刻な課題と致しまして、経済界の努力だけでは克服し得ない課題が底辺に奥深くあります事を強く感じております。

その課題の中で、特に日本が経済の超先進国に達したといわれ乍ら、未だ戦後成長期の古いシステムを抱えており、こうしたシステムの故に産業復興に行き詰りが生じております事を痛感致している次第であります。

私共が産業復興事業から得た教訓と致しましては、戦後成長期に求められました「一国一制度」のシステムから日本社会が一日も早く離脱して、先進国に普遍的な「一国多制度」のシステムに移行する必要があると考えます。そこで欧米先進国の実情調査を踏まえましてその必要性を明らかにすることと致し、「さくら総合研究所」の協力を得まして茲に「一国多制度の産業振興策」と題する報告書を取りまとめました。

産業復興に必要な課題の為のみならず、現在行き詰りをみせております日本全体の政治・経済・社会の課題への対応を考えます上の御参考にもなればと考え、産業復興の達成度が各位の御期待に副えておりませぬことに対するお詫びと共に、茲許報告書を謹呈申上げる次第でございます。

敬具

# 一国多制度の産業振興策

## 報告書

平成 11 年 3 月

財団法人 阪神・淡路産業復興推進機構

(調査協力：株式会社 さくら総合研究所)

## はじめに

大震災から 4 年を経過し、その間行政主導による「行政プロジェクト」と経済界主導による「産業プロジェクト」の2つの分野で復興が進められて来た。4年間に亘る復興の達成度をみた場合、「行政プロジェクト」についてはインフラ、住宅(公的及び民間)等中核事業の復興は概ね順調に進められていて、地元自治体によればその達成度は復旧を越えて復興を 100%以上達成したとされているが、その評価は正しいと思う。

復興進捗度を判断する場合、行政プロジェクトと産業プロジェクトとはその評価の方法が本質的に異なる。行政プロジェクトの場合、産業の場合に必要な損益をふまえた「競争」への対応が通常必要でない上に、インフラ・住宅何れの場合もその復興進捗度を表す数字の把握が明確であり、又その数字が復興実体に合致した形で理解され易い。一方産業プロジェクトの場合損益をふまえた「競争」を左右する周辺事情への対応の把握が不可欠であり、その為に「物価変動、為替変動、産業構造変化、非被災地域企業との競争状況、輸出入に関連する外国産業との競争状況」等周辺事情が被災地企業の設備、技術、コスト、予想利益等に与える影響について、被災がなかった地域との対比を踏まえた達成度の推定比較が必要である。それなくして真の復興進捗度の評価は出来ないが故に、量的評価数値のない分野への推計も含めて考えた場合、被災地の産業復興の責任を負う推進機構の立場から見れば、その進捗度は 70%程度ではないかと推測されるのである。

大都市災害の場合「産業の復興」なくして真の復興を達成出来ない。併し上述の様な産業復興の進捗度の低さの故に被災地の復興全般に大きな懸念が持たれるのである。総務省によると昨年 12 月の全国完全失業率は 4.3%であるが、昨秋の日銀調査によれば、被災地 10 市 10 町を有する兵庫県の場合 5.6%という高失業率を抱えているのである。若し今回の震災が産業の質的構造に大きな変革がなく且つ量的に成長を続けていた高度成長期であれば、行政プロジェクトと同程度に産業プロジェクトの復興も推進出来たかも知れないが、合憲、情報化への対応と国際競争に伴う空洞化という産業構造の大転換期に日本が直面している為に、震災前の産業への単なる「復旧」では次世代に繋がる「復興」の実現は極めて困難である。産業復興の場合、行政が主役である行政プロジェクトとは異なり復興の主役は経済界自身であり、「復旧」は或る程度迄達成出来たとしても、震災により経済界が蒙った経済的被害の大きさの故に、特に地域産業の中核を為す中小企業の場合、自力では次世

代経済を志向した「復興」は仲々達成出来ないのである。

そこで他の先進国並みに「復興」の為の被災地産業支援を中央政府に求めたが、経済における「地域平等行政」を守る為に吾々の支援要請は受け入れられなかつたのである。先進国の中米国に代表される「地方分権連邦共和国家」の場合は平時より税制・規制は大幅に地方自治体に委ねられていて、自治体は自力中心で地域災害に対応出来る様になっており、一方英國に代表される「中央集権先進国家」の場合は中央政府が積極的に行行政・産業両プロジェクトについて地域支援を行つており、その代表例が英國の「エンタープライズゾーン」方式である。そして中央集権先進国の場合、こうした地域支援は自然災害がなくとも地域産業振興の為に中央政府により積極的に行われており、日本で大論議を重ねた戦災地「沖縄」への経済支援などは、先進国である以上本来もっと早期に為されるべき当然の支援であった。勿論今回の震災の場合も通産省による「震災地区産業高度化システム開発実証事業」(IPAの委託事業)への支援や郵政省による通信・放送機構の「神戸リサーチセンター」と「神戸情報通信研究開発支援センター」への支援が行われており、何れも産業の「復興」への支援プロジェクトであつて私共は感謝している。併し中央政府の震災復興支援総額4兆3600億円のうち、産業プロジェクトへの支援は2200億円に過ぎず、その多くは経済界の自力による「復旧」努力に対する補助的支援であつて、日本が中央集権先進国家であるにも拘らず、復旧を越える復興への中央政府主導の支援の金額は限られている。産業への支援総額について「復旧」と「復興」とを分類した内訳数字は存在しないが、「復興」の趣旨に照らして推算した場合、上述の通産省・郵政省の支援額を含めて中央政府による産業の「復興」への支援額は2200億円の約二割前後であり、支援総額の約1%に過ぎないと推測されるのである。

こうした中央政府によるエンタープライズゾーン拒否の上に、戦後日本社会で発生した発展途上国にあり勝ちな異常土地高(先進国では通常みられず又バブル経済を生み出した要因ともなった)と震災後に表面化した不景気の故に、復興の起爆剤として期待した国内・国外からの企業誘致は進展せず、産業の場合復旧を越える真の復興は4年後の今も余り進展せず、行政プロジェクトに較べて産業プロジェクトの推進は著しく遅れているのである。産業の復興なくして都市災害の復興は進展しないが故に、産業復興の遅れている現在、折角復興が達成された行政プロジェクトが本来期待された程には活用されているとはいえないの

である。又被災地の産業復興の遅れが、経済的相關関係の極めて高い大阪、京都など関西一円の経済不振を増幅する。若しこうした災害が一極集中の中核である東京圏で起きた場合中央政府はどう対応する事になるのであろうか。民主主義の先進国の中核政府として東京圏だけを例外に扱うことは出来ないであろうから、中央集権・東京一極集中のシステムの故に東京災害は日本全土を被害に巻き込む事になるであろう。

そこで2年前に「さくら総合研究所」に調査協力をお願いして「ゾーニングを活用した地域・産業振興策の海外事例研究」という標題の許に、欧米先進国におけるエンタープライズゾーン方式による地域産業支援の調査を実施し、特に中央集権先進国において中央政府が地域の産業振興に対して支援を行っている実状をまとめたが、今回は「一国多制度の産業振興策」と題する調査を行うこととし「さくら総合研究所」に海外調査を含む協力をお願いした。というのはエンタープライズゾーン式地域支援を中央政府が拒否した背景にあるのは日本の行政の「一国一制度」方式であるが、この方式は発展途上国が産業支援の地域別例外を認めずに、国が一体となって「秩序と効率」を高めることにより、政治の安定を維持し経済の成長を遂げる為の制度であって、政治と経済に余裕をもつ欧米先進国に一般的な「一国多制度」とは本質的に異なるのである。欧米先進国の場合「多制度」を活用して社会と経済の多様性を高め、「一制度」では期待できない社会と経済への幅広い振興行政を行っているのである。勿論漸く一年前頃より「一国多制度」が日本においても社会的用語として使われる様になっては来たが、日本の場合経済の超先進国といわれ乍ら、未だ発展途上国型の「一国一制度」の行政形体を抱えていて、阪神・淡路大震災の産業復興から得られる教訓としては、この際日本社会に「一国多制度」論を提起致し、被災地の産業復興に関しては四年を経過した今も先進国である中央政府としての役割が未だ終っていない事を関係各位に理解頂くと共に、国内における将来の不測の都市災害に備え、又復興事業のみならず日本が現在直面している政治・経済の行き詰りを打破し、「秩序と効率」優先の画一的文化の発展途上国型社会から、情報産業時代に向けて多様性と創造性と文化性の高い先進国型社会への構造転換をはかるべく、それに必要な発想の突破口となる事も期待して、欧米先進国における「一国多制度」の実状をまとめた次第である。

財団法人阪神・淡路産業復興推進機構

副理事長 大角 晴康

### (3) 神戸起業ゾーンの事例

#### ① 神戸起業ゾーン設立の経緯と概要

神戸起業ゾーンは、中央政府の施策である FAZ とは別に、県市のレベルで独自の企業誘致振興策を打ち出したものとして、その動向は注目に値する。この施策は、震災復興の後ろ盾として、地元財界の支援を受けて、兵庫県および神戸市が条例を定めることにより、制度が作られたものである。

兵庫県は「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例」を神戸市は「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例(略称:神戸起業ゾーン条例)」を制定し、平成 9 年 1 月 1 日に施行させた。(詳細は別紙の表参照)

兵庫県と神戸市の対象地域には定義上の差異があるが、当面はポートアイランド第2期地区を適用の対象としている。

#### 兵庫県の優遇策の内容

- 「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例」
- 不動産取得税、固定資産税の軽減、オフィス賃貸料補助制度の創設
- 企業誘致促進融資制度、進出調査費補助制度の創設
- 新産業創造プログラム、新産業創造キャピタルの拡充
- 外国人研修生受け入れ事業の拡充
- 規制緩和等の促進

#### 神戸市の優遇策の内容

- 神戸市「神戸起業ゾーン」
- 固定資産税、都市計画税の 50% 軽減(3年間)
- 事業所税の減免、建築費の補助利子補給

#### ② 神戸起業ゾーンの現状と今後の展望

神戸の中心地、JR三宮駅から新交通システム、ポートライナーに乗り換えて南へ約4キロ。従来は人口島の最南端であった市民広場駅で下車すると、そこからはムービングウォーク(動く歩道)が延びて、ポートアイランドの第1期部分と第2期部分とを結んでいる。1981年に開催されたポートピア博覧会は、ポートアイランドの第1期部分の完成を内外にアピールした。その後、神戸市では人口島の第2期造成に取りかかり、現在総面積390 ha の造成を完了、土地の所有者である神戸市から進出企業に用地の分譲がなされている。

第2期の埋め立て地390 ha は、大きく3つの部分に分けられる。西端の部分は再開発用地として、神戸市内に立地している既存製造業の移転先としての用地であり、既存都市部の再開発と新規の用地開発とを相互補完的に同時に進めようとする狙いである。

すでに市内から移転を完了して新たに操業を開始した企業もある。東側の港湾物流用地は、神戸港の港湾機能を最大限に活用して、物流交通基地としての機能を高める狙いがある。15メートルの大深水のコンテナ・ベースの港湾を整備し、フォーリンアクセスゾーンのメリットを活用し、隣接地に倉庫物流基地としての機能を併せ持たせようという試みである。3年前の関西空港開港時には神戸シティ・エア・ターミナルが他の施設に先駆けて開業している。これに対して、中央部は都市型の開発を目指している。南端の大規模集客用地は、人々の交流を促進する目的で、人口島に活発な人の往来が見込まれるような魅力的な施設の誘致を目論んでいる。

そして中心部の国際交流ゾーン、ファッショントピカル地区は、オフィス用地としての新都市の中核機能を担う役割が期待されている。現在、この地域の中核となるべきパイロットビルが来年の完成を目指して建設途上にあり、将来的にはこのビルを中心に、国際的な情報発信機能を持った新都市が形成されることが見込まれる。

神戸起業ゾーンの取り組みは、自治体独自に優遇策を賦与するものとして注目に値するが、その独自の優遇策が契機となって企業誘致を成功させるには、必ずしも十分に魅力的とは言えないようである。土地の売却代金の抑制を図るとともに、リース方式を含めた進出のためのコストの引き下げ、土地利用を中心とする規制の緩和が望まれる。

神戸地域の震災復興はまだその途上にあり、産業面での復興もまだ今後の課題とされる部分が多い。同時に従来の重厚長大型産業依存の体質の転換をはかり、新産業の育成を図っていくことが期待される。ポートアイランド第2期の開発については被災地域の産業復興をリードするものとして、今後とも注目していきたい。

## 自治体の企業誘致条例比較

項目	新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例	神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例 :略称 神戸起業ゾーン条例
名称	新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例	神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例 :略称 神戸起業ゾーン条例
対象地域	新産業構造拠点地区	市長が指定する区域(ポートアイランド第2期)
対象事業分野	5つの分野 ・医療・福祉に関する分野 ・生活文化に関する分野 ・環境に関連する分野 ・情報・通信に関する分野 ・国際化に関連する分野 (食料品および物流に関する分野と県内移転は優遇措置の対象外)	5つの分野(10の類型あり) ・生活文化に関する分野 ・情報・通信に関連する分野 ・国際化に関連する分野 ・集客に関連する分野 ・物流に関する分野 (類似する事業として市長が特に必要があると認める事業)
対象内容		対象事業、中核施設整備
税 固定資産税	FAZ法活用による課税特例 大規模償却資産9/10~1/8軽減	3年間1/2軽減(土地を含む) (課税標準額1.7%/年→0.85%/年)
都市計画税		3年間1/2軽減(土地を含む)
	<不動産取得> 取得時1/2 (土地を含む。限度額2億円) FAZ法活用による課税特例 家屋・土地9/10又は1/2軽減	<事業所税> 中核施設 ・新增設 免除 (6,000円/m <sup>2</sup> →0円/m <sup>2</sup> ) ・面積割り 3年間1/2軽減 (600円/m <sup>2</sup> →300円/m <sup>2</sup> )
補助 建築費補助		建築設計費及び建築費の10%
家賃補助	テナント企業および新産業 500円/m <sup>2</sup> ・月×3年 (限度:100万円/年・社)	国際ビジネス交流基盤施設に入居する外国企業 1,000円/m <sup>2</sup> ・月×6年間 ただし、国際ビジネスサポート施設に入居する外国企業については別に 1,000円/m <sup>2</sup> ・月×6年間
進出調査費 補助	国内企業 補助率1/2、限度額200万円 外国企業 補助率2/3、限度額400万円	
新産業創造	新産業創造プログラムの拡充 研究開発 5,000万円→7,000万円 企業化 500万円→700万円 補助率 1/2→2/3	
利子 補給 等	<制度融資> 総投資額の80% (ただし上限を設定) 企業誘致促進融資制度 (限度:10億円、利率:固定、 期間:15年(うち据置2年))	<利子補給> 中核施設 県の制度融資の80%を超える部分につき 民間からの借入金で建築費の25%以内で 利子補給1%以内
新産業創造	新産業創造キャピタルの拡充 投資規模(特別枠):年4億円	
外国人研修生 受入れ	受け入れ国の拡大 受入企業の調査・選定 日本語研修等の実施等	
期限	平成14年3月31日まで	平成14年3月31日まで

## 兵庫県の国税負担額と交付金受領額の比較

	実績額	予算額
(1)全国の国税徴収決定額	58兆0, 865億円	57兆4, 089億円
(2)東京都の国税徴収決定額	17兆1, 886億円	17兆0, 868億円
(3)東京都以外の国税徴収決定額(1)-(2)	40兆8, 979億円	40兆3, 221億円
(4)兵庫県の国税徴収決定額	2兆0, 100億円	1兆9, 642億円
(5)国税徴収決定額の兵庫県シェア (除、東京都)(4)/(3)	4. 9%	4. 9%
(6)地方交付税交付金の予算額	16兆1, 529億円	16兆8, 891億円
(7)兵庫県の交付金受領額実績	3, 068億円	3, 187億円
(8)県下市町村の交付金受領額実績	2, 611億円	3, 210億円
(9)県及県内市町村の受領額実績(7)+(8)	5, 679億円	6, 397億円
(10)兵庫県及県内市町村の交付金受領 シェア(9)/(6)	3. 5%	3. 8%
(11)全国(除、東京都)の国税額に対する 地方交付税交付金の割合(6)/(3)	39. 5%	41. 9%
(12)兵庫県の国税額に対する地方交付税 交付金の割合(9)/(4)	28. 3%	32. 6%

(資料)国政府「国税庁統計年報書」、兵庫県「兵庫県統計書」

## (2) 産業活動に関する規制

### ①規制の多さ

財政の中央集権制と並んで問題なのは、民間企業の活動を制限する規制が多いこと、またその規制の多くが地方自治体ではなく中央政府の管轄下にあることである。現在、日本には1万を越える経済活動に対する種々の規制があるといわれている。それに加えて、行政指導等法令を根拠としない不透明な形での経済活動への行政の介入もみられる。行政が深く経済活動に関与するこれらの手法は、経済が追い上げ段階にある途上国では有効な手法であり、現在の新興諸国の中にも、政治・政府が深く経済活動に関与することにより経済振興が図られている事例もみられる。事実、わが国においても、高度経済成長の過程では、政官財の一体となった経済運営が成功をもたらした面もある。しかし、この手法が有効なのは経済が一定段階まで発展するまでであり、経済が成熟段階に入ると、自己責任原則のもとで、行政は最低限の監視監督を行うことに専心するほうが効率的なようである。今、求められているのは、行政の関与を極力押された形で民間企業の活力を引き出す手法である。

### ②許認可権限の中央集権

規制の緩和が課題であるが、併せて問題となるのは、許認可権限が地方自治体ではなく中央政府に集中している点である。これは、中央集権制のもと、全国どこにいても同じルールが適用されるべきとする平等であることに力点を置いた政策である。同じ中央集権制ではあっても、英國の場合は連合王国としての性格からしても、日本よりも規制許認可権限の地方分権化が進んでいるものと考えられる。今、わが国で課題となっているのは、地域がそれぞれの潜在力を引き出して、如何にしてその地域の特性に適合した政策を進めていくかということである。地域が独自の自立した政策を遂行するためにも、規制許認可権限の中央から地方への移転が望まれる。

### ③規制緩和委員会の報告

平成10年3月、政府は規制緩和推進3ヶ年計画を閣議決定し、我が国の国際経済社会の抜本的な構造改革をはかり、自己責任と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていくため、次ページのような、規制緩和のための分野別措置事項を取りまとめた。

## 規制緩和分野別措置事項

1 競争政策関係		
2 住宅・土地、 公共工事関係	(1) 建築 (2) 設備・工事等 (3) 容積率等 (4) 宅地供給等土地利用 (5) 公共工事 (6) その他	v) 建設資材 vi) 食品、医薬品等 vii) 自動車、船舶、鉄道 viii) 電波等 ix) 労働安全 x) 計量器 xi) その他
3 情報・通信関係	(1) 通信 (2) 放送 (3) 通信と放送の融合 (4) 周波数割当 (5) 無線局の免許・検査等 (6) 社会・行政の情報化 (7) その他	(2) 輸入検査等 (3) 輸入、通関手続等
4 流通関係	(1) 大規模小売店舗 (2) 酒類・たばこ販売 (3) アルコール専売 (4) 医薬品、食品衛生 (5) 農産物等 (6) 割賦販売 (7) 商品先物取引	7 金融・証券・保険 関係 (1) 金融 (2) 証券 (3) 保険
5 運輸関係	(1) トラック事業等 (2) バス事業・タクシー事業等 (3) 自動車の登録・検査 (4) 鉄道事業 (5) 海上運送事業等 (6) 船舶航行 (7) 船員 (8) 航空運送事業等 (9) その他	8 エネルギー関係 (1) 石油 (2) 電気事業 (3) 一般ガス・熱供給事業
6 基準・規格・認証 ・輸入関係	(1) 基準・規格・認証 i) 基準・認証制度 ii) 電気、ガス、消費生活用製 品等 iii) JIS iv) JAS	9 雇用・労働関係 (1) 雇用 (2) 労働時間等
		10 公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1) 公害等 (2) 廃棄物 (3) その他
		11 危険物・防災・ 保安関係 (1) 高圧ガス保安法関係 (2) 液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正 化に関する法律関係 (3) 労働安全衛生法関係 (4) 消防法関係 (5) その他
		12 教育関係 (1) 初等中等教育 (2) 高等教育 (3) その他
		13 医療・福祉関係 (1) 保健・医療 (2) 福祉 (3) 保険・年金
		14 法務関係
		15 その他

### (3) 一国多制度の産業振興策の展開

#### ① 地域の投資優遇策の活用

ゾーニングを活用した産業振興策は、その国の個別の事情に基づき様々な手法が取られている。連邦制の国家では、通商にかかるフォーリントレードゾーン等を除いて、基本的に地域の産業振興は州以下の地方政府の政策課題であり、各地域が独自の産業振興策を競うこととなる。そのために、各地方政府は地方税収の面で自主財源が保障されており、地域の産業振興策についての決定権を持っている。これに対して、中央集権制の国家では、まず財政の面で地域独自の取組みには大きな制約がある。税収の主要部分を中央政府が徴収し、必要に応じてその一部を各地域に再配分する仕組みになっているので、連邦制であれば充分自主財源で運用できるはずの自治体もまた財政的に中央政府に依存せざるを得ない。また、規制や許認可権限の面でも状況は同様である。連邦制の国では、州及びそれ以下の自治体で自由にルールを作つて産業政策を推し進めていく自由と責任が保証されているのである。これに対して、わが国においては、不動産開発、建築等の規制から始まって、商業施設の営業許認可、地方交通機関の運営に関するまで、基本的に中央政府の管理下に置かれている。このような諸規制が震災復興に努力する地方自治体の手を縛る結果となり、例えば地方独自のゾーニングによる産業復興策をとろうとしても、その効果は限定的なものとならざるを得ない。

#### ② 次善の策として当面対応

以上、みてきたように、わが国の地域経済振興策を本格的に軌道に乗せるためには、阪神淡路産業復興推進機構の管轄地域である10市10町のように、一定規模以上の経済基盤を持つ地域については、財政、許認可権限の両方の面で、決定権を大幅に地域に移していくことが肝要である。ただ、そのような根本的な制度の変更は早急に解決できる問題ではない。財源・許認可権限の地域への大幅な移行の仕組みが整うまでは、現在実権を把握している中央政府が主体となって、地域の実状に応じた柔軟な産業支援策を運営することが望まれる。

日本のような中央集権制の国家でゾーニング策を展開する場合には、英国のエンタープライズゾーンのように、中央政府の強力な支援を受けた形でなくては、なかなかその効果が現れないであろう。今までの、わが国の産業政策を振り返ってみると、構造不況業種の梃子入れ等、産業ごとに区分された経済振興策は様々な事例があるが、地域の開発という点では、特に安定成長期に入って以降、ゾーニングを活用した振興策が有効に機能しているとは言い難い。それは、全国一律な仕組みでなくてはならないとする管理する側からの発想であり、一国多制度は認められないとする画一的な発想からくるものである。

特定の地域を優遇することは、選定に漏れた地域に不利益をもたらす、という一面は完全には否定出来ないことは事実である。地域の選定が難しい問題であることは理解できるが、基地を抱えて産業の育成が遅れている沖縄や、震災の影響が残り、産業構造の転換に苦しみ、最後の頼みの公共工事も先細りの阪神・淡路地域のように、他の地域にはない、戦後復興課題や震災の影響の克服といった問題を抱える地域を指定して、中央政府主導のゾーニ

ング策を取ることが必要であろう。

### ③ 国家的課題克服の突破口

ここで、重要な点は、沖縄や阪神・淡路といった、特殊な事情で経済的な問題を抱えた地域に対して有効な手立てを講じることが、先進的な事例となって、結果的に、日本の他の地域の経済振興に貢献するという点である。

現在のわが国の国家的な課題は、急速に進展する経済社会の国際化に対応するために、自己責任原則と規制緩和を大きな流れとして、経済・産業の構造を変革していくことである。しかしながら、国全体の産業政策を転換していくことは、一朝一夕に出来ることではなく、またいくつかの試行錯誤も避けられない。施行段階に入っても、新しい制度を作つて、それを全国一斉に導入するのは時間がかかり効率的ではない。税制の見直しにしても、規制の緩和にしても、全国規模で一律に行うには、大規模な組織の変革、人員の再配置が必要になる。

そこで出てくる代替案が、いくつかの先進的なモデル地域を選んで、そこで先行して試験的に数々の施策を試みるというものである。そのような方法を探ることにより、導入すべき新制度の評価をすることができ、また時間も節約できる。そのような試行錯誤の段階を経て、地域経済の問題に対応できる仕組みを構築していくことが、現在の閉塞状況に陥っているわが国経済を立て直す有効な手立てとなるであろう。限定された地域を指定して優遇策を付与した、ゾーニング策を進めることは、とりもなおさず、国家的な課題の突破口を開くこととなるのである。

## 沖縄振興税制の概要

名 称	現行の特徴	新規立地による特徴	新規立地による特徴	新規立地による特徴	中小創造法の指定事業者に対する税制上の優遇措置の拡充	沖縄からの出域者向けに特定免税店を設置。
概 要	自由貿易地域とは別の概念で国内外からの投資を積極的に進めるための地域。	現行那覇地区の立地企業に対する支援措置の拡充。	現行 11 市町村の立地企業に対する支援措置の拡充。	新たに地域を指定し、当該産業の集積を進め る。	新たに地域を指定し、当該産業の集積を進め る。	中小創造法の指定事業者に対する税制上の優遇措置の拡充。
対象地域	中城湾港工業団地、豊見城地先等が指定見込み(※1) (30ha 以上の土地)	現行那覇地区	現行 11 市町村 (名護市、具志川市、石川市、沖縄市等)	工業等開発地区 + $\alpha$ (那覇市、浦添市等)が指 定見込み(※1)	現行リゾート法対象地域 + $\alpha$ (ショッピングモール候補 地)が指定見込み(※1)	県内全域
対象業種	製造業、梱包業、倉庫業	工業等 5 業種 (製造業、梱包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業)	工業等 5 業種 + 電気業	情報通信産業 6 業種 (ソフトウェア業、情報処理・提 供サービス業、映画ビデオ制 作業、情報記録物製造業)	リゾート法対象施設 (スポーツ・レクリエーション施設、教 養文化施設、休養施設、集会施設) + 販売施設	中小創造法指定業種のうち 沖縄県内の戦略的産業(情 報産業、観光産業等)
国税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○立地促進所得控除制度 域内に新規立地する企業のうち常時雇用者数 20 人以上の企業について、課税対象額の 35% を 10 年間非課税。</li> <li>○投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円</li> <li>○特別償却 機械 50%、建物 25%</li> <li>○自由貿易地域投資損失準備金制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円</li> <li>○特別償却 機械 50%、建物 25%</li> <li>○自由貿易地域投資損失準備金制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円</li> <li>○特別償却 機械 34%、建物 20%</li> <li>○海外投資損失準備金制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投資税額控除 機械 15%、建物 8%、法人税額の 20% 限度、繰越 4 年、上限額 20 億円</li> </ul>	
(投資下限額)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	5000 万円 (建物、機械及び装置など)	250 万円(賃貸)、340 万円(リース)、 1000 万円(建物)1300 万円(〃)
関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選択関税制度の実施 一定品目を除き(※2)、製品関税を適用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選択関税制度の実施 一定品目を除き(※2)、製品関税を適用可能</li> </ul>				○関税免除の特定免税店の設置(一人 20 万円限度)(※2)
地方税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方税(事業税(5 年)、不動産取得税、固定資産税(5 年))の課税免税(減収補填あり)</li> <li>○特別土地保有税の非課税</li> <li>○事業所税の非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方税(事業税(5 年)、不動産取得税、固定資產税(5 年))の課税免税(減収補填あり)</li> <li>○特別土地保有税の非課税</li> <li>○事業所税の非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方税(事業税(5 年)、不動産取得税、固定資產税(5 年))の課税免税(減収補填あり)</li> <li>○特別土地保有税の非課税</li> <li>○事業所税の非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方税(事業税(5 年)、不動産取得税、固定資產税(5 年))の課税免税(減収補填あり)</li> <li>○特別土地保有税の非課税</li> <li>○事業所税の非課税</li> </ul>		
(投資下限額)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (建物、機械及び装置など)	1000 万円 (機械・装置) 1 億円 (建物)	1 億円 (建物)	

(太字は新たに平成 10 年度から盛り込まれた措置。)

※1: 具体的な指定地域は、今後、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経て、沖縄開発庁長官が指定する予定。

※2: 具体的な対象外品目については、関税暫定措置法の施行令で指定され、7 月を目途に施行される予定。

## 復興計画への「経済特区開発提案」の推進経過 ——神戸編

東日本大震災  
復興計画 参考資料

地域の経済復興化のための特恵地区（経済特区）への開発推進 (95年6月現在)

「社会資本研究会」提案（93年9月）から始まる活動経過

95.06.30  
「社会資本研究会」事務局  
株式会社 スーパースタジオ

「社会資本研究会」  
社会資本整備 及び 公共投資のグランドデザイン研究

議長 唐津 一 横原 新 協力委員 鹿井 岩芳 久保田 見	吉川 清 鹿部 順樹	→ 94年11月 検討版とりまとめ
委員 斎田 純夫 高丘 季昭	吉川 清 鹿部 順樹	→ 最優先項目として「経済特区開発」
牧野 昇 長谷川達子	小長 春一 内田 雄三	を提案
事務局長 鈴木 浩二	香田 忠雄 平岩 外四	

生き延び、成長するために必要な、地域と国際  
との関係開発を支援する社会資本整備——特化地域をめざして  
イ 日本の中の経済特区をめざして  
「競争」と「共生」からなる各種インセンティブ  
導入からなる地域のボーダレス化  
ロ 国際生活区をめざして  
主に生活者に向けた社会資本対策として

経済特区開発提案の検証と組み立て

### [ 地域の成長と対日投資／国際分業事業 ]

閉塞する日本経済と地域の現況

行き詰まる国内地域の成長

神戸震災復興のブレイクスルー

円高による空洞化懸念

地域が生き残りにかけた方法とは

- ・アジア パシフィック全体の中での生き残りに取り組み始めた地域（自治体）——五全綱における社会資本整備エリアの拡大化
- ・震災地域から後退する中核事業主
- ・後退する港湾機能他による加速度的な日本回避

→ 対日投資の  
(非製造業)  
緊急性

成長経済地（上海・無錫・蘇州（長江））の  
国内地域復興地への共有経済開拓

▽  
対日投資国（シンガポール）からの  
資本導入による国際分業事業からなる  
共同開発

### [ マクロ視点よりの復興計画 ]

WTO、APECに基づく  
市場自由化の流れ

→ WTOの標準内容を実質的なビジネスに  
導入し、APECをもにらんだ、  
日本国内地域における開発場づくり

→ APEC SOM特別会合  
における自由化項目への  
インフラ整備の導入

→ 対日投資のためのインセンティブ研究  
セキュリティ・インセンティブを切り口とする「通貨」「防災」「治安」「エネルギー」「インフラ・都市開発」「通信」「人材育成」「運輸」他から、地域の復興計画を  
含む特恵地区へ  
『Asia Pacific Security Area』

### [ 苦惱する地域開発からの脱皮 ]

開発システムへの検討懸念

—「商業法」  
「まちづくり整備事業」

インフラ投資に依存しない  
自律マネジメントの不足

地域内向による  
社会域への拡大視点の欠損

自治体の対応  
94年9月-95年1月

地域経済低迷による計画見直し  
▽  
対日投資F/Sの開始（当輸入課）  
(94年11月より)  
対象地：神戸市 他  
▽  
震災復興地（神戸市・兵庫県）が  
急務とする抜本的なアイディアと  
開発へのコンセンサス形成

95年2月

『特恵地区へのFAZの改革・拡大提案』  
| (社会資本研究会)  
地域特定からの特恵地区検討は不可。  
95年2月 (輸入課)  
▽  
再開発の行き詰まりを打破する  
APECへの「インフラ整備導入」  
95年2月 (SOM日本代表)

95年6月

復興提案に向けての  
「対日投資会議」による  
インセンティブ提供提案  
▽ (6月末)  
投資国との開発協議  
▽  
海外コンソーシアム結成  
(当輸入課F/S)

「経済特区開発提案」(神戸編)に向けた構造検討

東日本大震災  
復興計画 参考資料

[ 上海・長江経済圏との経済圏共有を国内の地域復興に活かすことの戦略計画 ]

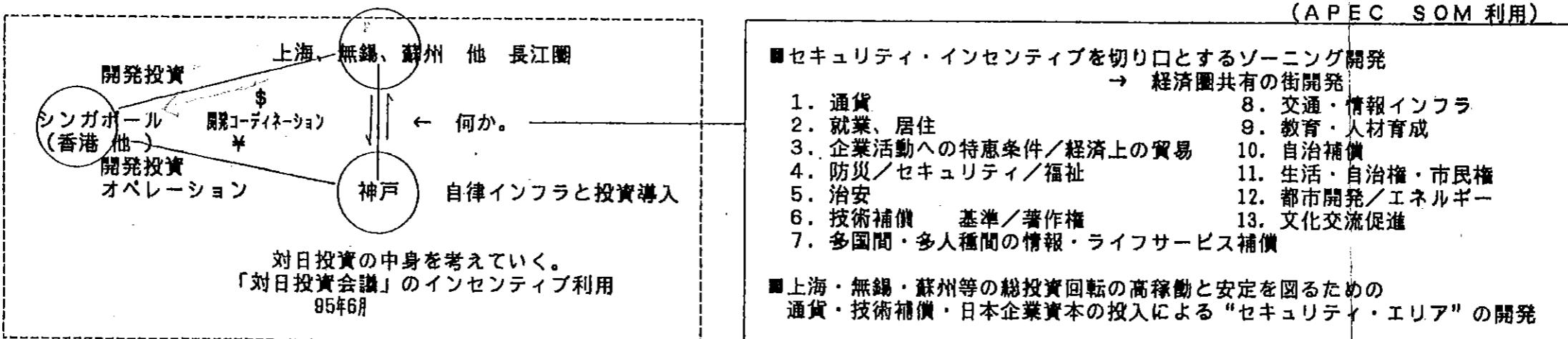
神戸との経済共有圏の獲得のために――――――

海外コンソーシアムからの提案  
シンガポール・上海における  
4回のF/Sより(当事務局)  
1994年11月～

上海・長江エリアに集中する巨大開発投資と、その投資を行なっている  
投資国(外貨\$含む)からの総合的ビジネスを神戸へ向かわせる。  
どのように?  
神戸と結ぶことにより、上海・長江エリアへの投資国(シンガポール)の  
「開発投資の早期回収と投資の軽減化」を図らせることのできる構造を組み立てる。

社会資本研究会 事務局  
株式会社 スーパースタジオ

95.6.20



シンガポールの経済特区開発ノウハウと同様の上海・長江経済圏への大規模な開発投資を生かす。

シンガポール政府・  
政府系企業

→ 上海・無錫・蘇州  
経済特区

- ・長江川を使ったビジネス
- ・ビジネスMDの軽量化
- ・KOREAとの競合／釜山
- ・日本の港湾へのビジネス拠点化によって開発投資を軽減

(なぜ投資をするのか。)  
これらの地域の特区政策にこれからのマーケット移行を読んでいるから。

(ならばこれらのエリアへの投資を回収する方法とは。)  

- ・当エリアにおける通貨の安定補償と高度生産技術の確保
- ・当エリア開発の優秀な人材・労働力の他地域への斡旋
- ・ビジネスターゲットの拡大と生産MDの高付加価値化
- ・開発投資回収の安定化——円を使う(円高利用)
- ・港からと空からとのビジネスチャネルを分ける

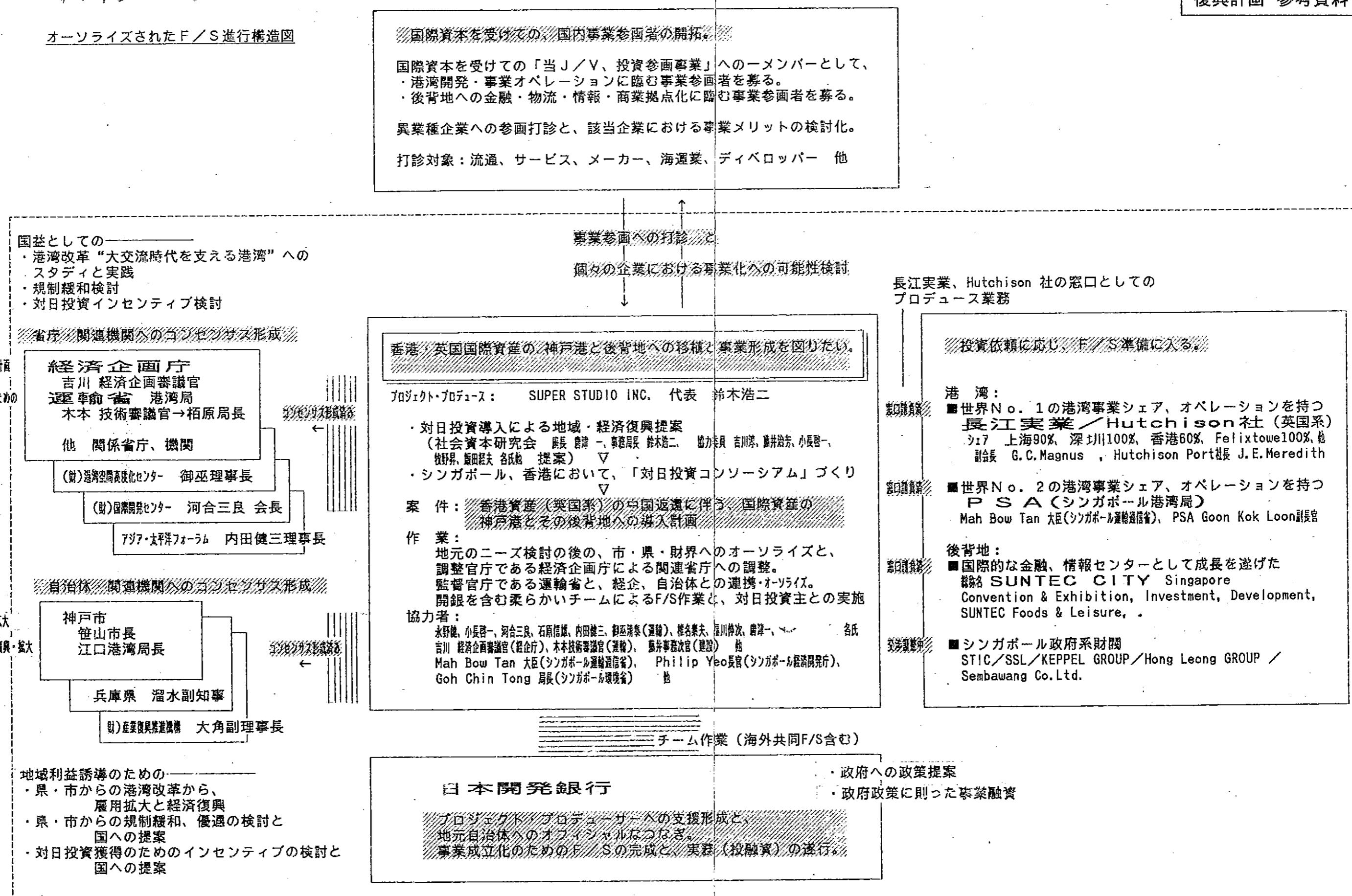
※ シンガポールが無錫・蘇州で何をビジネス対象としているか。  
再開発／インフラそのもの？あるいは貿易ビジネスか。

開発対象  
(無錫)

タウンセンター開発 → ディベロッパー・ビジネス  
と  
工業団地開発 → コーディネーション・ビジネス  
(例 100ha, 計1000ha)

1996~97

#### オーソライズされたF/S進行構造図



## エンタープライズゾーン設置調査

中間報告（案）

1995年7月18日

(株)関西総合研究所

## エンタープライズゾーン設置調査委員会 配席表

震災復興委員会(国)と  
神戸市が主催した  
経済活性化院のための  
委員会に2ト。  
金子が提案有ります。

兵庫県産業復興局長 倉持治彦○	神戸市経済局長 辻 雄史○	東海大教学開発技術研究所 唐津恵正○	神戸大教学経済学部 教授 大学商経学部 松永宣明○
--------------------	------------------	-----------------------	---------------------------------

(株)関西経済連合会  
企画調査部長 栗山和郎○

神戸商工会議所  
国際部長 荒木茂顕○

(株)神戸経済同友会  
事務局長 綾 嘉弘○

(株)神戸貿易協会  
専務理事 楠口三郎○

(株)神戸国際貿易促進協会  
常務理事 片山 啓○

全国中小貿易業兵庫連盟  
理事長 三鼓圭一○

伊藤忠商事株式会社  
住宅部門(大阪)部門長付  
八家弥一郎○

住友信託銀行  
阪神復興事業部長  
吉村洋二○

日本開発銀行  
設備投資研究所  
主任研究員 脇 安生○

神戸税關調査保稅部  
○調整室長 松浜明貴

兵庫県商工部  
○産業政策課長 神田栄治

神戸市企画調整局  
○総合計画課長 竹部元造

神戸市経済局商業貿易課  
○課長 加岡啓二郎

神戸市港湾局経営開発部  
○主幹 金田弘司

神戸市開発局計画課  
○課長 竹山 征治

○(株)関西総合研究所

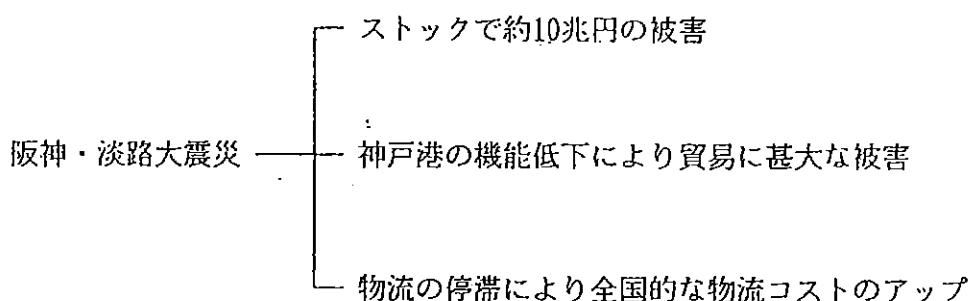
○(株)関西総合研究所

○(株)関西総合研究所

○ 通産省貿易局 長補佐 新原浩朗	○ 室長補佐 通産省産業政策局民間活力推進室 石田誠一	○ 調査官 近畿通産局総務企画部企画課 細川洋一	○ 総務調査官 近畿通産局総務企画部企画課 米田健三
----------------------	-----------------------------------	--------------------------------	----------------------------------

## 1. 調査の趣旨

### 1. 背景



### 2. 必要性

- 経済のグローバライゼーションの進展と円高の進行という現在の経済環境の中で震災前の経済構造に単に戻すという復旧対策では地域経済の深刻な地盤沈下や産業の空洞化を防ぐことは困難。
- 21世紀に向けての持続的発展を可能にするよう、新たな産業構造を構築することが、復旧・復興の過程において不可避の問題。そして、以下の点に留意。
  - 「迅速に」 ..... 経済の沈滞というペシミズムが長引き、投資の減退→更なる沈滞という悪循環に陥らないように
  - 「強引に」 ..... 大きなインパクトを持たないと、投資誘因力が減退した地域の再構築は困難
  - 「地域の特性を活かす」 ..... 広い意味での比較優位性の活用
- 復興のための仕組みとして、以下の要素を含むシステムが必要
  - ① 内外の企業家精神を誘因するための支援措置
  - ② 神戸港をはじめとした、神戸の持つ国際性の活用
  - ③ 以上を支えるための基盤整備

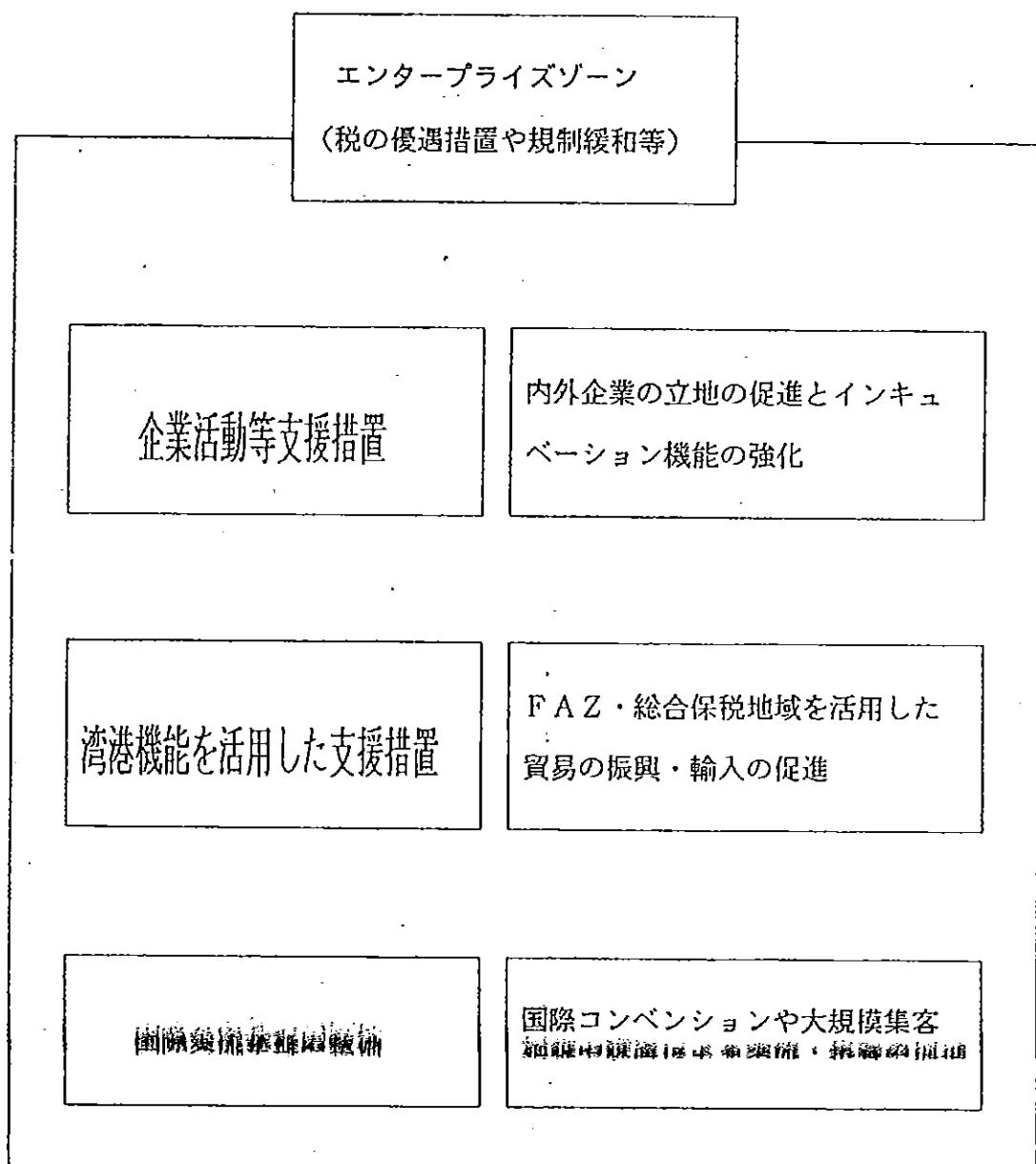
エントラ主义者の  
構成要素

### 3. 概念

エンタープライズゾーンとは、税の優遇措置や規制緩和等により、企業の立地や創設を促進し、地域経済の活性化を図ろうとするものである。

神戸市におけるエンタープライズゾーンは、税の優遇措置や規制緩和等を行い、以下のよう企業活動等支援措置、港湾機能を活用した支援措置、国際交流基盤の整備を促すものとしてとらえている。

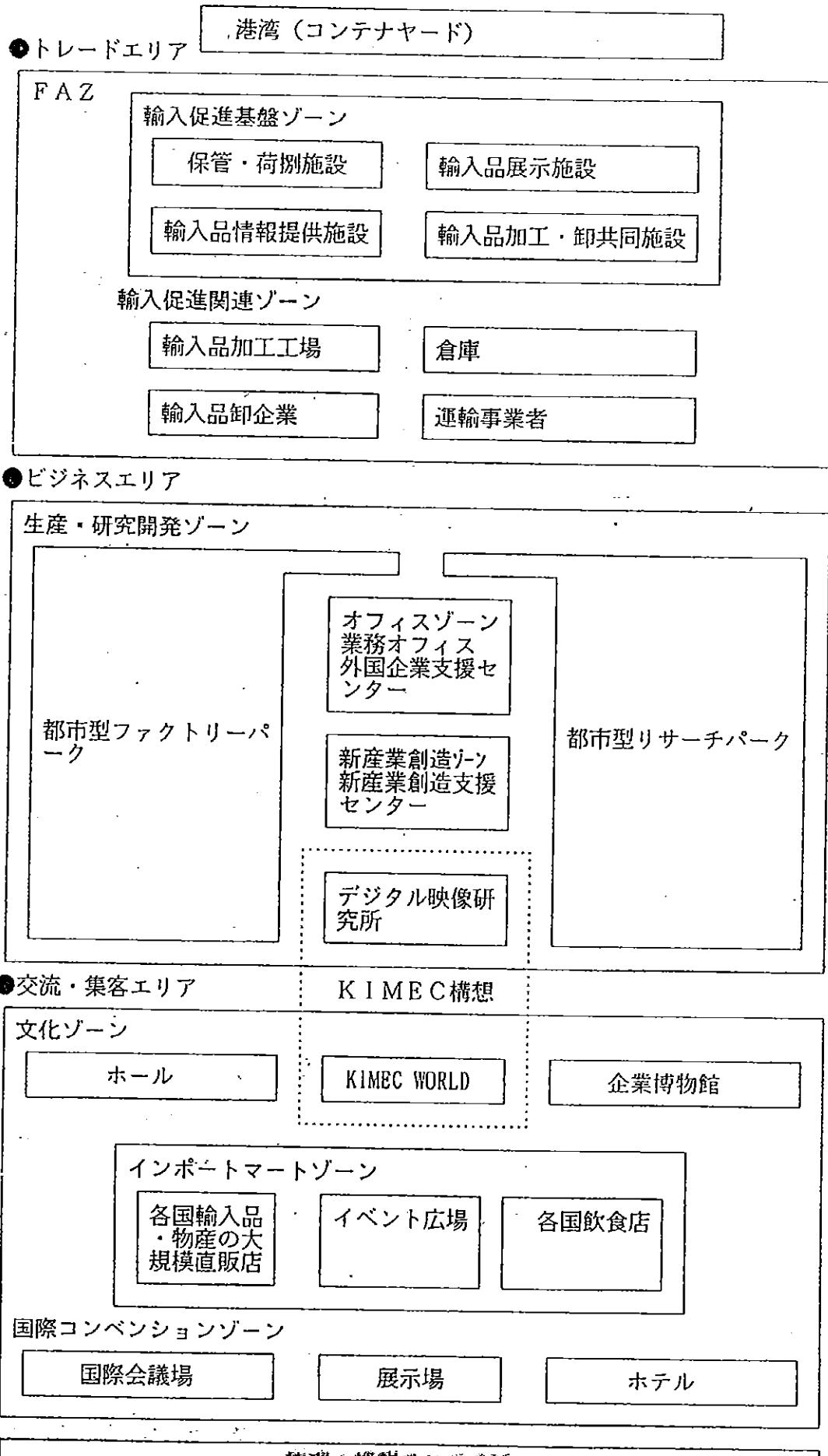
なお、エンタープライズゾーンの場所については、神戸市のポートアイランド（第2期）を想定しており、設置される期間は10年間に限定するものとする。



エンタープライズゾーンの施設等一覧

	ねらい	ゾーン	施設
トレードエリア	F A Z、総合保税地域を活用した貿易の振興、輸入の促進	①輸入促進基盤 ②輸入促進関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管・荷捌き施設</li> <li>・輸入品展示施設（輸入者のための展示場等）</li> <li>・輸入品情報提供施設</li> <li>・輸入品加工・卸共同施設 等</li> <li>・輸入品加工工場</li> <li>・倉庫</li> <li>・輸入品卸企業</li> <li>・運輸事業者</li> </ul>
ビジネスエリア	内外企業の業務、高度生産・研究開発機能の立地の促進、新たな企業の創設・育成を支援するインキュベーション機能の拠点形成	①オフィス 内外企業の業務オフィス ②生産・研究開発 都市型工業・研究開発施設  ③新産業創造 新しい企業創設・育成の支援の拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務オフィス</li> <li>・外国企業支援センター</li> <li>・都市型ファクトリーパーク</li> <li>・都市型リサーチパーク</li> <li>・デジタル映像研究所</li> <li>　　└ スタジオ</li> <li>　　└ ラボ</li> <li>　　└ 研究開発・教育機関</li> <li>・新産業創造支援センター</li> <li>　　└ レンタルラボ・オフィス・工房</li> <li>　　└ 研修施設</li> <li>　　└ 展示施設</li> <li>　　└ 情報センター</li> <li>　　└ 工業試験場</li> <li>　　└ 物販・飲食・宿泊施設</li> </ul>
交流・集客エリア	人・もの・情報の国際交流拠点の形成	①国際コンベンション ②文化  ③インポートマート ショッピング・レストラン・アミューズメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会議・展示場・ホテル</li> <li>・ホール</li> <li>・KIMEC WORLD（テーマタウン）</li> <li>・企業博物館</li> <li>・各国輸入品、物産の大規模直販店</li> <li>・各国飲食店</li> <li>・イベント広場</li> </ul>
インフラ	エンタープライズゾーンを支えるに相応しい高度で利便性の高いインフラ整備	①都市施設 ②情報・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅</li> <li>・光ファイバー等の情報インフラ</li> <li>・港湾</li> </ul>

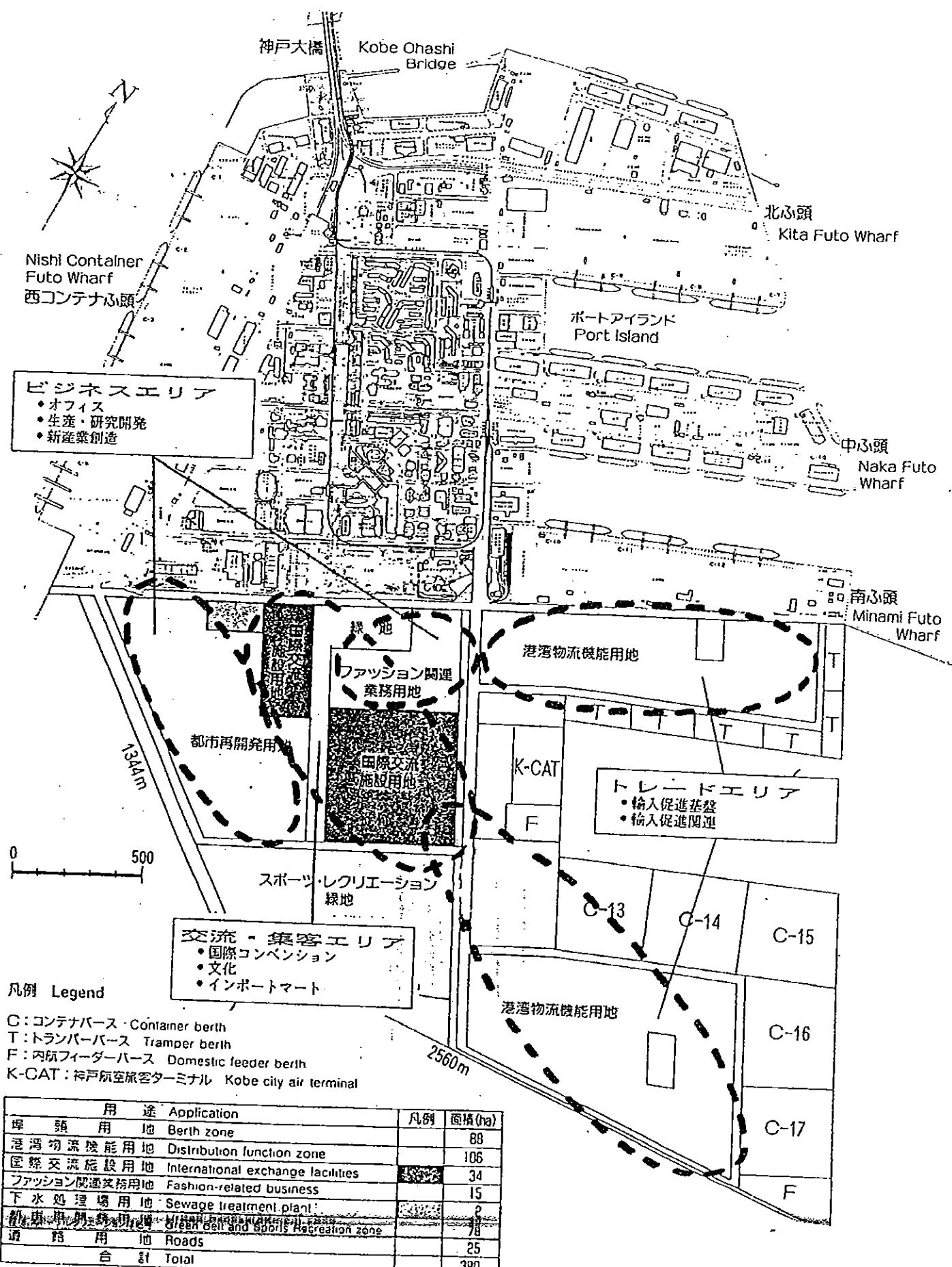
## 2. 施設構成のイメージ



# 土地利用計画図

S=1:20000

ZONING MAP



### III 事業主体・運営

#### 1. トレードエリア

##### (1) 輸入促進基盤ゾーン

###### ①事業主体

貿易の振興、輸入促進のための核施設として、F A Z、総合保税地域制度の活用により、民間企業（グループ）または第3セクターが施設整備及び事業運営を行う。

早期かつ円滑な事業運営の推進を図り、特に外国企業の積極的な参画をも促すため、施設への入居企業に対しては、割安かつドル建ての賃料とし、差損が生じた場合は公共が補填を行う。

神戸経済の復興を先導する方策のひとつとして、民間活力を十分に生かした事業推進を図るため、不動産取得税、固定資産税等は非課税とする。

###### ②土地

神戸市が土地を賃貸するものとし、立地を促すため安価な賃料設定を行う。

##### (2) 輸入促進関連ゾーン

###### ①事業主体

神戸市を主体として、加工工場、倉庫、輸入品卸企業の誘致を図る。

輸入促進基盤ゾーンと関連した施設を同ゾーンと並行して整備し、本エリア全体としての整備を促進する必要があるため、企業立地をより活発化させるインセンティブとして、土地取得及び事業運営について、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税は非課税とする。

###### ②土地

神戸市が立地企業へ安価な土地の分譲、賃貸を行う。

#### 2. ビジネスエリア

##### (1) オフィスゾーン

## ①事業主体

本エリアのねらいに沿った主として国際的業務を担う内外企業のオフィスの集積を図るため、明確なコンセプトによる誘致活動を行う民間企業（ディベロッパー）、または、官民共同による誘致活動を行う第3セクターを事業主体として施設整備を行う。ただし、コンセプト優先の施設整備となるため、事業採算性の確保は困難と予想されることから、建設事業費については相当の公的資金の投入が必要になると想定される。

運営については、オフィス賃貸だけでなく、施設全体の利便性や魅力を高める共通の施設として、外国企業に対する情報提供等ビジネスサポート施設の運営が必要となること、また、ビル全体の統一的な維持・管理が必要であること等から、第3セクターによる運営を行う。

## ②土地

エンタープライズゾーンのシンボル的な役割を担う公共性の高い施設として、民間または第3セクターへの低価格での土地の分譲または賃貸を行う。

## (2) 生産・研究開発ゾーン（都市型ファクトリーパーク・リサーチパーク）

### ①事業主体

神戸市を事業主体として、都市型工業や研究開発型企業、研究開発施設の誘致を行う。高度な生産や加工、研究開発機能の立地を先導的に促進するゾーンとして、土地取得及び事業運営について、資産または機械設備等の特別償却や事業用資産の買換えの特例、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税の非課税といった特別措置や税の免除を行う。

### ②土地

神戸市が分譲または賃貸を行う。区画は極力企業ニーズに応えることとし、一部には規模拡大や新規立地ニーズに対応するためのリザーブ用地を確保する。

## (3) 新産業創造ゾーン（新産業創造支援センター）

### ①事業主体

本施設については、(1)オフィスビルへの入居、(2)独立施設としての整備の2通りの方法が考えられるが、研究施設と併設施設とが一体化し、連携することが不可欠であるため、(2)の独立施設としての整備とする。また、官民複合施設としての性格から、

第3セクターが施設整備及び運営を行うこととし、民間、公的機関に貸与することとする。

なお、本施設の場合、第3セクターが民活法（第1号施設）を活用することとする。

中小規模のベンチャー企業や外資系企業の入居を容易にするためには、低廉な賃料を設定する必要があるが、事業採算性を確保するためには、事業主体に対して、公共からの大幅出資、補助の他に、固定資産税や事業所税等の非課税といった支援措置が必要である。

## ②土地

神戸市が土地の分譲または貸与を行うが、事業の促進のために低価格での土地の分譲・賃貸といった支援措置が必要である。

### 3. 交流・集客エリア

#### (1) 国際コンベンションゾーン

##### ①事業主体

国際会議場については、国による施設整備を推進し、運営は第3セクターが行う。

展示場は第3セクターが施設整備・運営を行い、会議場との一体的な運営を行う。

ホテルは施設整備、運営とともに民間事業として推進し、ホールについては公共による施設整備、運営財団等による管理運営が想定される。

なお、民間等がホテル及びホールを一体的に整備するケースも想定されるが、非収益施設としてのホールの管理運営のためには、建設事業費や運営費に対し、相当の公的資金の導入が必要となる可能性が高い。

事業採算性の確保のために、土地取得及び事業運営について、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税等を非課税とする。

##### ②土地

神戸市が低価格での分譲または賃貸を行う。

## (2) 文化ゾーン (KIMEC WORLD )

### ①事業主体

第3セクターまたは民間が施設整備及び運営を行う。

### ②土地

土地は低価格での分譲または賃貸を行い、多方面からテーマタウンに係わる民間企業の参画を促す。

## (3) インポートマート

### ①事業主体

民間を主体として、店舗テナント誘致を行うが、一大輸入品直販店街形成のためのインセンティブとして、事業運営について、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税等を非課税とする。

### ②土地

土地は低価格での賃貸を行う。

## IV 契約成立のための条件

### 1. 必要な措置・規制緩和のあり方

	トレードエリア	ビジネスエリア	交流・集客エリア
①FTAに対する支援措置の拡充	(1)支援措置の対象を「純民間」も可能とする (2)建設事業者への補助率引き上げ (3)NTT無利子融資及び財投比率の引き上げ		
②輸入関税ゾーンにおける業者に対する支援の拡充	(1)日本開発銀行の融資比率の引き上げ・金利の引き下げ (2)建物及び付属施設についての特別償却 (3)特別土地保有税、事業所税の非課税 (4)オフィショアビジネスを行う事業者に対して、法人税をシンガポール並にする(20~30%)		
③総合保税制度の拡充	(1)設置期間の制限の撤廃 (2)保税原材料の加工に係る原料課税、製品課税の選択課税の適用 (3)外貨(保税品)と内貨との混在		
④エリアの事業者に対する税の選択措置	(1)資産または機械設備等の特別償却 (2)事業用資産の買換えの特例 (3)不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税の非課税	(1)資産または機械設備等の特別償却 (2)事業用資産の買換えの特例 (3)不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税の非課税	(1)資産または機械設備等の特別償却 (2)事業用資産の買換えの特例 (3)不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税の非課税
⑤規制緩和	(1)税関行政関係手数料の免除(総合保税制度許可手数料 保税上屋・保税倉庫・保税展示場の許可手数料、製造工場の承認手数料等) (2)割税の引き下げ・輸入割当制度の緩和 (3)外国人技能者の在留資格基準及び在留期間の緩和 (4)外国人技術者・ビジネスマンの入国基準の緩和 (5)工場等制限法の適用除外 (6)工場緑化基準の緩和 (7)港湾の24時間稼働	(1)外国人技能者の在留資格基準及び在留期間の緩和 (2)外国人技術者・ビジネスマンの入国基準の緩和 (3)工場等制限法の撤廃 (4)工場緑化基準の緩和 (5)電気通信事業者間の接続の促進 (6)公專接続の解禁 (7)通信・放送融合分野への対応 (8)地区特定料金の導入	(1)大店法の撤廃 (2)無開税制度の導入

\*税の選択措置について、不動産取得税や固定資産税の不均一課税を行う場合には、地方交付税においてこれを補填できることが前提となる。

## 2. 民活法の活用に当たっての国の支援措置のあり方

民活法の活用についての検討を行うため、民活法の支援対象として想定されるトレードエリアの輸入促進基盤ゾーンを対象とし、民間企業（グループ）または第3セクターが施設整備及び事業運営を行う際の事業収支の概算を行った。

概算にあたっては、現行制度による支援措置を前提とした場合、支援措置を拡充した場合の2通りの設定を行い、その比較から支援措置拡充の有効性についての検討を行った。

### 1) 前提条件の設定

#### (1) 対象

トレードエリア：輸入促進基盤ゾーン（中核的施設群）

#### (2) 想定規模

①敷地面積 12ha

事務所・倉庫・加工工場等

②延床面積 20万m<sup>2</sup>

#### (3) 事業方式

##### ①事業主体

第3セクター・民間（民活法適用）

##### ②土地

賃貸（347.5 円/月m<sup>2</sup>）

##### ③施設

事業主体が施設整備を行い、事務所、倉庫・加工工場として賃貸

#### (4) 事業費・収入・支出・減価償却

##### ①総事業費

580億円

建設事業費 480 億円 ( $24\text{万円}/\text{m}^2 \times 20\text{万}\text{m}^2$ )

その他 100 億円

②収入

賃料収入

面積  $20\text{万}\text{m}^2 \times 0.8$  (有効率)  $\times 0.8$  (入居率)

平均賃料  $2,850$  円/月  $\text{m}^2 \times$ 面積 (3年毎に5%上昇)

③支出

人件費  $700$  万円/年  $\times 50$  人 (1年ごとに1%上昇)

維持管理費 建設事業費  $\times 0.5\%$  (3年ごとに3%上昇)

地代  $347.5$  円/月  $\text{m}^2 \times 12\text{万}\text{m}^2$

④減価償却 (定率償却、残存価格10%)

本体 債却期間45年 本体価格=資産  $\times 70\%$  特別償却12% (初年度)

設備 債却期間35年 設備価格=資産  $\times 30\%$  特別償却12% (初年度)

以上の結果から、補助金及びNTT及び開銀融資の拡充、税の優遇措置は、あくまでここでの前提の下ではあるが、長期事業収支を改善させるのに有効な方法として認められ、民間の積極的参画が求められるエンタープライズゾーンについては、そうした拡充が不可欠であると言える。

また、ここでの収支構造でみると、支出項目の中でウエイトの高い固定資産税の免除、借入金の中でウエイトの高い開銀融資の金利引下げ等が収支改善に対して有効と考えられ、これらについても支援措置拡充が望まれる。

2) 資金調達・税の優遇措置のパターン及び概算結果

		現行制度型	優遇措置拡充型
資金調達	補助金	建設事業費の5% 24億円	建設事業費の10% 48億円
	NTT 無利子融資	建設事業費の25% (15年返済、3年据置) 120億円	建設事業費の50% (15年返済、3年据置) 240億円
	開銀融資 (金利3.65%)	NTT 無利子融資と合わせて総事業費の70%以内 (25年返済、5年据置) 286億円	NTT 無利子融資と合わせて総事業費の70%以内 (25年返済、5年据置) 166億円
	一般融資(金利 4.2%)	150億円	126億円
税の優遇措置	国税	建物及び付属施設についての特別償却 償却率12% (初年度)	建物及び付属施設についての特別償却 償却率12% (初年度)
	地方税	固定資産税 都市計画税 不動産取得税	優遇措置なし
		特別土地保有税	非課税
		事業所税 (新增設)	非課税
		事業所税 (資産割)	新設後5年度分50%
概算結果	税引前利益黒字転換	7年	2年
	損益累計黒字転換	14年	7年

## 1. 文化学術研究施設に対する税制上の特例措置

税目	特例の内容		対象	特例の要件
法人税	普通償却に加え特別償却	15/100	建物及びその附属施設	(1)建設計画の承認以後の取得 (2)技術に関する研究開発に供される研究所用文化学術研究施設で、取得に要する資金の額が5億円以上 (3)当該研究所用の施設の敷地の用に供される土地の面積が3,000m <sup>2</sup> 以上 (4)建設計画の達成に資することの国土庁長官の証明 (5)機械及び装置については、1台又は1基の取得価額が240万円以上
		30/100	機械及び装置	
(不動産取得税)	地方公共団体が条例により、不均一課税を講じた場合に、一定の要件のもとに地方交付税により、補填措置を講ずる。			
(固定資産税)	同上			
特別土地保有税	非課税	家屋の敷地である土地の取得及び保有		(1)建設計画の公表以後の取得 (2)法人税の特例要件(2)～(4) (3)取得の日の翌日から起算して1年内に、当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手したもの。
事業所税	非課税	新增設		(1)建設計画の公表の日以後の新增設 (2)法人税の特例要件(2)～(4)
	床面積 1/2 (5年間)	資産割		同上

## 2. 文化学術研究交流施設に対する税制上の特例措置

税目	特例の内容	対象	特例の要件
法人税	普通償却に加え特別償却15/100	建物及びその附属設備	(1)建設計画の承認以後の取得
	1/10損金算入	施設の設置及び運営を行う株式会社への出資金	(1)国土庁長官が大臣と協議して指定する株式 (2)特別勘定として経理すること
不動産取得税	課税標準額の1/2控除	家屋	(1)建設計画の公表以後の取得 (2)建設計画に従って整備される施設であること (3)施設の整備に必要な資金の額が10億円以上 (4)施設の設置及び運営を行う株式会社が、次のいずれかに該当する法人であること ① 発行済株式総数の3分の1をこえる数が法人税法別表第1第1号に掲げる法人（地方公共団体、日本開発銀行等の公共法人）に所有されている法人 ② 発行済株式総数の4分の1以上が同一の地方公共団体により所有されている法人
	税額の1/2減額	家屋の敷地である土地	
固定資産税	5年間課税標準額の1/2控除	家屋及びその敷地である土地	
特別土地保有税	非課税	家屋の敷地である土地の取得及び保有	

## 沖縄自由貿易地域

### (国 税)

#### ・法人税・所得税

△特別償却 ..... 供用年償却限度額：普通償却限度額+特別償却限度額（機械及び装置50／100、工場用建物25／100）

△自由貿易地域投資損失準備金：取得した株式の価格の15／100 を損金算入

### (地方税)

・事業税 ..... 特別償却適用設備を新設又は増設した者を対象に、課税標準額を5年間免除する

・不動産取得税 ..... 特別償却適用設備である家屋及びその土地の取得に対する課税を5年間免除する

・固定資産税 ..... 青色申告書を提出する法人（個人）が事業用に供する設備を新設又は増設した者に対する課税を5年間免除する

## 大阪湾臨海地域開発整備法

### （地方税の不均一課税に伴う措置）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、大阪湾臨海地域及び関連整備地域において中核的施設その他の施設のうち自治省令で定める施設を整備計画に従つて新設し、又は増設した者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する償却資産若しくは家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額については、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額と

### ■主な地域開発法による税制の優遇措置一覧

法 律 名 (地域指定)	国 稅		地 方 税				
	事業用資産 の買替え特例	工業用機械等 の特別償却	事業税	不動産取得税	固定資産税	特別土地 保有税	事業所税
工場立地法 (1959、改正 1979) (工場適地)	○						
新産業都市建設促進法 (1962、改正 1978) (新産都区域)	○			○	○	○	
工業整備特別地域整備促進法 (1964、改正 1978) (工特地域)	○			○	○	○	
低開発地域工業開発促進法 (1961、改正 1978) (低工地区)	○	○	○	○	○	○	
農村地域工業等導入促進法 (1971、改正 1990) (農工地区)	○	○	○	○	○	○	
過疎地域活性化特別措置法 (1990、改正 1993) (過疎地域)	○	○	○	○	○	○	
半島振興法 (1985、改正 1988) (半島地域)	○	○	○	○	○	○	
地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律 (頭脳立地法) (1988、改正 1990) (頭脳立地地域)		○ 16業種			○ 8業種	○ 8業種	○ 2業種
高度技術工業集積地域開発促進法 (テクノポリス法) (1983) (テクノ地域)		○			○	○	
工業再配置促進法 (1972、改正 1988) (誘導地域・特別誘導地域)					○	○	
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (1967、改正 1981) (都市開発区域)	○			○	○	○	

\*地方税の優遇措置の適用期間は、事業税及び固定資産税については、通常3年、不動産取得税は取得時、事業所税は5年

### ■税制(国税)

地域指定区分	工場適地	新産都区域	工特地域	低工地区	農工地区	過疎地域	半島地域	頭脳立地地域	テクノ地域
事業用資産の買換特例	既成市街地等から工場適地等誘致区域内に移転し、買換資産として工場用地、建物、機械設備等を取得し、旧用地等を譲渡する場合、圧縮記帳による課税の特例が認められます。(租税特別措置法第65条の7)								
工業用機械等の特例償却					対象地域で工場を新增設し、一定の要件を満たす工場用建物、機械装置等を取得した場合、初年度には普通償却のほかに特別償却が認められます。				
					・機械及び装置：14/100～15/100、 ・建物及び附属設備：7/100～8/100 (租税特別措置法第45条)		機械及び装置：14/100～36/100 建物等：7/100～18/100		
対象者の要件(特別償却の場合)					工業生産設備 取得額 2,300万円超	工業生産設備 取得額 2,300万円超	工業生産設備 取得額 2,100万円超	工業生産設備 取得額 2,100万円超	特定事業、償却資産 (建物1棟2億円超、 機械・装置1台240万 円超、備品1台100 万円超)
									特定先端技術 産業、工業生 産設備取得額 10億円超